

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和8年7月23日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 土生人事官 菅原人事官

(幹 事) 佐々木事務総長、荒竹総括審議官

(説明員) (職員福祉局)

堀内局長、前田次長、浅尾職員福祉課長、
小川補償課長

議 題

職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告、国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出

議事の概要

- 議題「職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告、国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出」について、担当局から別添のとおり説明があった。
これに対して、土生人事官から、無給休暇については、短時間勤務の拡大に向けた措置と理解しているので、引き続き短時間勤務の拡大に向けて検討を進めてほしいとの意見があった。
- 議題については、三人事官一致で了承された。

職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告並びに国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出について

令和8年7月23日

職 員 福 祉 局

職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告案並びに国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出案について、別添のとおりお諮りする。

職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告

次の事項を実現するため、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 週休日の振替等

人事院規則で定める期間内にある勤務日の勤務時間の一部を当該勤務日に割り振ることをやめて、当該勤務時間の一部を勤務することを命ずる必要がある週休日に割り振ることができるものとする。

(2) 休日の代休日及び代休時間

ア 各省各庁の長は、職員に休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部又は一部について特に勤務することを命じた場合には、当該特に勤務することを命じた勤務時間につき、人事院規則の定めるところにより、次に掲げる指定のいずれかを行うことができるものとする。

(ア) 当該特に勤務することを命じた勤務時間に代わる日（代休日）としての、人事院規則で定める期間内にある勤務日等（割り振られた勤務時間が当該特に勤務することを命じた勤務時間と同一の時間数であるものに限る。）の指定

(イ) 当該特に勤務することを命じた勤務時間に代わる時間（代休時間）としての、(ア)の人事院規則で定める期間内にある勤務日等に割り振

られた勤務時間の一部（当該特に勤務することを命じた勤務時間と同一の時間数であるものに限る。）の指定

イ 代休日又は代休時間を指定された職員は、当該代休日又は代休時間には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しないものとする。

(3) 無給休暇

ア 職員の休暇に、「無給休暇」を新設すること。

イ 無給休暇は、特別の事由を要しない無給の休暇とし、その日数は、一の年において7日とすること。

ウ 無給休暇については、その時期につき、各省各庁の長の承認を受けなければならないこと。この場合において、各省各庁の長は、公務の運営に支障がある場合その他これに準ずる場合として人事院規則で定める場合を除き、これを承認しなければならないこと。

エ 無給休暇については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同法第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額すること。

2 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和9年4月1日から実施すること。

(2) その他所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出

次の事項を実現するため、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）を改正されるよう意見を申し出る。

1 改正の内容

(1) 遺族補償年金

ア 遺族補償年金を受けることができる遺族の要件について、職員の死亡の当時、夫は60歳以上であることとする要件及びこれに該当しない夫は人事院規則で定める障害の状態にあることとする要件を廃止すること。
あわせて、当該夫の年齢に係る要件において、その年齢を55歳以上とする経過措置を廃止すること。

イ 遺族補償年金の額について、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数が1人である場合の額を一律に、一年につき、平均給与額に175を乗じて得た額とすること。

(2) 時効

補償を受ける権利が時効により消滅する期間について、その補償が療養補償、休業補償、介護補償若しくは葬祭補償又はこれらの補償を支給すべき事由との権衡を考慮して人事院規則で定めるものである場合において、その補償の原因である事故に係る疾病が、その性質上、補償を支給すべき事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として

人事院規則で定めるものであるときは、その補償を受ける権利を行使することができる時から5年とすること。

2 改正の実施時期等

(1) 改正の実施時期

この改正は、令和9年4月1日から実施すること。

(2) その他所要の措置

この改正に伴い、所要の措置を講ずること。

本年の職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告のポイント①

無給休暇の新設

概要

勤務時間法を改正し、全ての職員を対象に、公務の運営に支障がない場合において、取得事由を問わず、無給で年間7日まで取得できる「無給休暇」を新設する。
(令和9年4月1日施行)

趣旨

- 育児や介護に限らず、様々な事情を抱える職員が継続して活躍できるようにするためには、適切な行政サービスの提供を維持することを前提としつつ、個人の事情に配慮した柔軟な働き方を推進していく必要
- ⇒ 日単位で無給休暇を取得することにより、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない事情を有する職員へのセーフティネットとして機能
- ⇒ 時間単位で無給休暇を取得することにより、フルタイム勤務の継続が一時的に困難となった職員が、一定の期間内で短時間勤務を行うことが可能

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

災害等で生じた住居の損壊等や、介護に至る前の親の体調変化等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合に活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間内の短時間勤務で活用

本年の職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告のポイント②

代休日の指定等の見直し

概要

勤務時間法を改正し、職員の健康福祉の増進を図る観点から、休日や週休日（※）に勤務した場合に取得できる代休日の指定や週休日の振替等について、現行の取得単位（代休日の指定は1日、週休日の振替等は1日又は4時間）に満たない場合でも可能とする。

（令和9年4月1日施行）

（※）休日とは、国民の祝日及び年未年始の休日を、週休日とは日曜日及び土曜日（交替制等勤務職員を除く。）をいう

趣旨

【現行】 休日や週休日の勤務が取得単位に満たない場合は、代休日の指定及び週休日の振替等ができず、それぞれ休日給の支給、超過勤務手当等の支給で対応



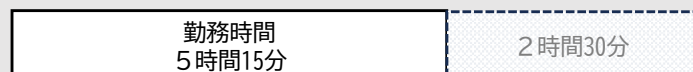
- 長時間労働の是正が喫緊の課題となっている中、職員の総実勤務時間を減少させることが重要
- ⇒ 代休日の指定及び週休日の振替等を1日又は4時間に限らず行えるようにすることで、各職場の事情に応じて休日や週休日に勤務を命じる必要がある場合、職員がその勤務した時間と同じ時間だけ休むことが可能

見直しイメージ

例：勤務時間が1日7時間45分の職員に対し、休日（8/11（火））に5時間15分の勤務を命じる場合

【現行】 代休日は1日勤務を命じた場合のみ指定可能

8/11（火）

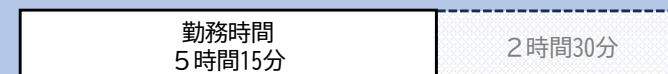


休日給を支給
(代休日の指定は不可)

休日のため勤務することを要しない

【見直し後】 より細かい単位で代休時間を指定可能

8/11（火）



代休時間の取得を可能に

8/14（金）



勤務時間
2時間30分

代休時間
5時間15分

本年の国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出のポイント

国家公務員災害補償法の見直し

趣旨

国家公務員災害補償制度がセーフティネットとして適切に機能するためには、補償内容が時代に即したものであり、民間における災害補償制度との均衡を考慮したものとなっている必要

➡ 就労構造の変化等の状況、令和8年7月の遺族補償年金の支給要件等の見直しを内容とする労災保険法一部改正法の成立を踏まえ、国家公務員災害補償制度においても、必要な見直しを実施

改正内容

国家公務員災害補償法を改正し、

- 遺族補償年金の受給資格者要件について、配偶者が夫である場合にのみ課せられた要件を撤廃

【現行】 被災職員の死亡時に55歳以上又は一定の障害の状態にあることを求める要件



【見直し後】 なし（配偶者が妻である場合と同じ）

- 遺族補償年金の年金額について、遺族が1人の場合の額を平均給与額×175日に見直し

【現行】 平均給与額×153日（55歳以上の妻又は一定の障害の状態にある妻は175日）



【見直し後】 平均給与額×175日

- 補償を受ける権利の消滅時効の期間について、補償を支給すべき事由に該当するか容易に判断することができない疾病※である場合には、療養補償等の消滅時効の期間を2年から5年に延長

※ 疾病の特性等を踏まえ人事院規則で指定（脳・心臓疾患、精神疾患等を想定）

（令和9年4月1日施行）